

第三十九条第一項中「助産婦」を「助産師」に、「じょく婦」を「じょく婦」に、「求」を「求め」に改め、同条第二項中「分娩」を「分娩」に、「助産婦」を「助産師」に、「求」を「求め」に、「正当」の「を」を「正当な」に改める。

第四十条中「助産婦」を「助産師」に、「分娩」を「分娩」に改める。

第四十一条中「助産婦」を「助産師」に改める。

第四十二条第一項中「助産婦」を「助産師」に、「分娩」を「分娩」に改め、同条第二項中「助産婦のなした」を「助産師が行つた」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

第四十三条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第四十四条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第五十一条第一項中「保健婦」を「保健師」に、「なす」を「行う」に改め、同条第二項中「保健婦」を「保健師」に改める。

第五十二条第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第五十三条第一項中「看護婦」を「看護師」に、「なす」を「行う」に改め、同条第二項中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第四項中「に」を「いずれかに」に、「保健師国家試験」を「保健師国家試験」に改め、同条第五項中「に」を「いずれかに」に、「助産師国家試験」を「助産師国家試験」に改める。

第五十九条の二を削る。

第六十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧法」という。)の規定による保健婦免許若しくは保健士の免許、助産婦免許、看護婦免許若しくは看護士の免許又は准看護婦免許若しくは准看護士の免許を受けている者は、この法律による改正後の保健師助産師看護師法(以下「新法」とい

う。)の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による試験に合格した者)

第三条 旧法の規定による保健師国家試験(保健士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。)、助産師国家試験、看護婦国家試験(看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。又は准看護婦試験(准看護士になるためのものを含む。附則第六条及び第七條において同じ。))に合格した者は、新法の規定による保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者とみなす。

(旧法の規定による籍)

第四条 旧法の規定による保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍は、新法の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍とみなし、旧法の規定によりなされた保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍若しくは看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍への登録は、新法の規定によりなされた保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍への登録とみなす。

(旧法の規定による免許証)

第五条 旧法の規定により交付された保健婦免許証若しくは保健士の免許証、助産婦免許証、看護婦免許証若しくは看護士の免許証又は准看護婦免許証若しくは准看護士の免許証は、新法の規定により交付された保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証とみなす。

(試験に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日の属する年において旧法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験は、新法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験とみなす。

(受験資格に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験を受けることができる者は、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験を受けることができる。

(旧法の規定による指定を受けた学校又は養成所)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号(これらの規定(旧法第二十條第一号を除く。))を旧法第五十九條の二又は第六十條第一項において準用する場合を含む。の規定による指定を受けている学校又は旧法第十九條第二号、第二十条第二号、第二十一条第二号若しくは第二十二條第二号(これらの規定(旧法第二十條第二号を除く。))を旧法第五十九條の二又は第六十條第一項において準用する場合を含む。の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九條第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二條第一号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

(助産師の業務に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に助産師がした旧法第四十一条に規定する検査に係る同条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に助産師がした分べんの介助に係る旧法第四十二条の規定による助産師への記載及び助産師の保存については、なお従前の例による。

(秘密を守る義務等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に保健婦若しくは保健士、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士でなくなった者の旧法第四十二条の二(旧法第五十九條の二及び第六十條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定するその業務上知り得た人の秘密については、旧法第四十二条の二の規定(これに係る罰則を含む。))は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(地域保健法の一部改正)

第十一条 地域保健法(昭和二十二年法律第一百號)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「保健婦及び保健士」を「保健師」に改める。

(母体保護法の一部改正)

第十二條 母体保護法(昭和二十三年法律第五十六號)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「助産婦、保健婦又は看護婦」を「助産師、保健師又は看護師」に改める。

(医療法の一部改正)

第十三條 医療法(昭和二十三年法律第二百五號)の一部を次のように改正する。

目次中「助産婦」を「助産師」に改める。

第一条の二第一項並びに第一条の四第一項、第二項及び第四項中「看護婦」を「看護師」に改める。

第二条第一項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に改める。

第三条第三項中「助産婦」を「助産師」に、「なす」を「行う」に、「付けて」を「付けて」に改める。

第四条第一項第一号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五条並びに第七条第一項及び第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第八条中「助産婦」を「助産師」に、「所在地」を「所在地」に改める。

第十一条中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十二條第二項中「助産婦」を「助産師」に、「所在地」を「所在地」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第十四條の二第二項中「見やすいよう」を「見やすいよう」に改め、同項第二号及び第三号中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五條第二項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第十五條の二中「助産婦」を「助産師」に、「妊婦」を「妊婦」に改める。

第十六條の二第一号、第二十一条第一項第一号及び第二項第一号、第二十二條の二第一号並びに第三十條の三第二項第八号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第五章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の広告を、第五章 医療、歯科医療又は助産師の業務等の広告」に改める。

第七十一条第一項及び第七十二条第一項中「助産婦」を「助産師」に改める。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行前に助産婦が助産所を開設した場合における前条の規定による改正前の医療法第八條の規定による届出については、なお従前の例による。